

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和7年度事業計画・予算 他)

開催日 令和7年3月17日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

マイナ保険証への移行に
ともなう対応について

令和7年度の
お知らせ

組合会報告
理事専決処分報告、組合規約改正、
令和7年度事業計画・予算 他

組合会報告
理事専決処分報告、
令和6年度事業報告・決算 他

組合会報告
役員改選 他

組合員資格

保健事業

東京都弁護士国民
健康保険組合規約

国民健康保険法第二十七条により、規約の改正、借入金の借入及びその方法等については組合会の議決を経て都知事の認可が必要であり、収入支出予算、決算は組合会の議決を経て、都知事に届け出ることと定められています。

本組合では令和7年3月17日開催の組合会において、理事専決処分による規約改正等報告、組合規約改正、令和7年度事業計画、令和7年度歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項及び令和7年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画等について慎重審議、可決成立し、都知事に認可申請を行い認可を受け、所要の届出を致しました。

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。

1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

(1) 組合規約第三条(地区)

組合の地区を規定する組合規約第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外(長野県上田市及び愛知県豊田市)に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える。また、地区の記載を別表とする規約改正。

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、宮城県仙台市、山形県鶴岡市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、足利市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市、館林市及び吾妻郡嬭恋村)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、富山県富山市、山梨県(甲府市、大月市、北杜市及び南都留郡山中湖村)、長野県(茅野市、佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(岐阜市、羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、藤枝市、裾野市、田方郡函南町、駿東郡清水町及び長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、滋賀県草津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市、豊中市及び茨木市)、兵庫県(神戸市、尼崎市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県(広島市及び福山市)、山口県山口市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①令和6年7月18日理事会において長野県上田市の地区拡大を議決、令和6年8月29日認可
②令和6年8月26日理事会において愛知県豊田市の地区拡大を議決、令和6年9月30日認可
③令和6年10月25日理事会において地区の記載を別表とする改正を議決、令和6年11月18日認可

(2) 組合規約第十五条(保険料賦課額)

保険料賦課額を規定する第十五条について、「弁護士である組合員」を「弁護士又は外国法事務弁護士である組合員」、「従業員である組合員」を「法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者(第一号に掲げる者を除く)」に改める規約改正。(令和6年9月10日理事会議決、令和6年9月30日認可)



(保険料賦課額)

第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。

一 **弁護士又は外国法事務弁護士である組合員**については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

(中略)

二 **法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者(第一号に掲げる者を除く)である組合員**については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

(後略)

附則(令和六年九月十日改正)

1. この規約改正(第十五条)は認可の日から施行する。

(3) 組合規約第二十二條(保険料の納付期限の延長)及び第六十條

令和6年12月2日からの被保険者証廃止による組合規約例の改正に伴い、規約第二十二條の保険料の徴収猶予を最長1年間とする改正及び「金額」を「全額」に改正。また、第六十條の罰則について、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除する規約改正。(令和6年12月10日理事会議決、令和6年12月27日認可)

(保険料の納付期限の延長)

第二十二條 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる**全額**を限度として、六ヶ月(ただし、**急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年**)以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその重要な資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前号に掲げる理由に類する理由があったとき。

第六十條 組合は、組合員が法第二十二條の規定において準用する法第九条第1項若しくは**第5項**の規定による届出をせず、**又は虚偽の届出をした**場合においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を科する。

附則(令和六年十二月十日改正)

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和六年十二月二日から適用する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の第二十二條の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度分のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3. この規約の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和六年政令第二百六十号)第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

● 組合規約改正

改正内容

1. 保険料賦課額を規定する第十五条について、次のとおり改正(基礎賦課額を月額組合員1,700円・家族600円増額、後期高齢者支援金等賦課額月額100円増額)する。

(改正案)	(現行)
<p>(保険料賦課額)</p> <p>第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 弁護士又は外国法事務弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。) 二六,二〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 五,四〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 五,七〇〇円</p> <p>二 法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者(第一号に掲げる者を除く)である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 二六,二〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 五,四〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 五,七〇〇円</p> <p>三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 八,〇〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 五,四〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 五,七〇〇円</p>	<p>(保険料賦課額)</p> <p>第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 弁護士又は外国法事務弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。) 二四,五〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 五,三〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 五,七〇〇円</p> <p>二 法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者(第一号に掲げる者を除く)である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 二四,五〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 五,三〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 五,七〇〇円</p> <p>三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 七,四〇〇円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 五,三〇〇円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 五,七〇〇円</p>

附則(令和七年三月十七日)

1. この規約は令和七年四月一日から施行する。
2. この規約による改正後の第十五条の規定は、令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度以前の保険料については、なお従前の例による。

令和7年度 事業計画

1. 基本方針

東京都弁護士国民健康保険組合の令和7年度事業につきましては、少子高齢化・人口減少という社会保障全体が厳しい情勢の中、医療保険制度の一翼を担う国民健康保険組合として、引き続き着実に業務を執行してまいります。

本組合の被保険者数は、増加傾向にありましたが、令和4年度以降、被用者保険の適用拡大(士業5人以上個人事務所の強制適用)、就業形態の多様化等により、横ばいの状態が続いております。

しかし、被保険者が受診した医療費支出については、医療の高度化、高額化、様々な感染症感染拡大による受診の増加等により、「療養の給付・高額療養費」は増加の一途をたどっています。併せて、高齢化により後期高齢者関係の拠出金も着実に増加しております。

また、国庫補助金について、財政制度審議会では「国保組合に対する財政支援の在り方の見直しを行うことも考えられる」と建議されており、今後の補助金削減の動向を注視する必要があります。

このような大変厳しい状況の中、令和7年度事業を安定的に運営するため、2年ぶりに基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の合計について、組合員月額1,800円、家族1名につき月額700円の増額をせざるを得ない状況です。介護保険料については、据え置きます。物価高騰が続く厳しい経済情勢の中、大変恐縮ではございますが何卒ご理解ください。

なお、次年度令和8年度は、医療費の増加、高齢化による後期高齢者支援金の増加は継続すると見込まれます。さらに、「子ども子育て支援金」が創設され、その支援金を保険料と併せて賦課、徴収することになります。また、電子カルテ情報共有サービスや医師偏在対策の費用についても医療保険者に負担を求める動きがあります。引き続き厳しい状況が継続することと思っております。

国民健康保険組合は、様々な制度改革に的確に対応し適正な運営を行う必要があります。引き続き加入いただいている組合員及びご家族の負託に応え、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいります。組合員の皆さまのなお一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

2. 被保険者数

組合員 18,369名(令和6年度見込同数)	計 被保険者数 36,193名
家族 17,824名(令和6年度見込同数)	

● 給付割合別被保険者数

未就学児被保険者
(8割給付) 3,415名

高齢上位所得被保険者
(70歳以上、7割給付) 887名



介護第2号被保険者(40歳～64歳の被保険者)	15,398名
組合特定被保険者(医療費に対する国庫補助が旧政府管掌健康保険並となる被保険者)	5,246名



3. 国民健康保険料

令和7年度国民健康保険料

基礎賦課額月額、組合員1,700円増、家族600円増、後期高齢者支援金等賦課額月額100円増、介護納付金賦課額据え置き。

- 介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)でない組合員及び家族
(①と②の合算額、月額、組合員1,800円増、家族700円増)

組合員 月額31,600円 家族一人につき 月額13,400円

①基礎賦課額	組合員	月額	26,200円
	家族一人につき	月額	8,000円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額	5,400円

- 介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)である組合員及び家族
(①、②及び③の合算額、月額、組合員1,800円増、家族700円増)

組合員 月額37,300円 家族一人につき 月額19,100円

①基礎賦課額	組合員	月額	26,200円
	家族一人につき	月額	8,000円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額	5,400円
③介護納付金賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額	5,700円

◎未就学児世帯支援金

毎年、11月30日時点の未就学児である被保険者が属する組合員の世帯のうち、当該年度の1月1日に被保険者資格がある組合員に対し、同日の1月1日に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者1人につき12,000円を控除して請求。(令和4年11月より開始)

◎産前産後期間保険料の減免

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間))の保険料を免除。(令和6年1月より開始)

4. 保険給付

被保険者の疾病及び負傷について、次の療養の給付を行う。(国保法第三十六条第1項)

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5. 出産育児一時金・葬祭費

- ①出産育児一時金 488,000円(令和5年3月末までの出産については408,000円)
(ただし、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は500,000円(令和5年3月までの出産は420,000円))
- ②葬祭費 70,000円

6. 運 営

- ①組合会 通常組合会1回 臨時組合会2回
- ②理事会 必要の都度随時開催、その他小委員会随時開催
- ③監事監査 月次監査6回、年次監査1回

7. 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

平成23年4月より法令遵守(コンプライアンス)担当理事を定め、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合業務を行っており、法令遵守(コンプライアンス)体制の令和7年度実践計画を策定し、組合会の承認を得て実行する。

8. 保健事業

①第三期データヘルス計画に基づく保健事業の推進

国の方針を受け、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第三期データヘルス計画」の策定を行い、「特定健康診査の受診促進」「特定保健指導の利用促進によるメタボリックシンドローム改善」「生活習慣病のハイリスク者に対する医療機関受診勧奨継続による重症化予防」「後発医薬品の利用促進」等を行うことで、被保険者の健康の保持・増進、生活の質(QOL)の維持及び向上を図る。

②40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査、特定保健指導の実施

併せて、特定健診の受診申込者のうち、健診未受診者への受診勧奨

③東京三弁護士会と共催の生活習慣病健診(春季)の実施

令和7年度から検査項目(胸部X線撮影、視力検査、聴力検査)を追加し、法定項目を含む生活習慣病健診として実施(郵便による大腸がん検診の同時実施)

④東京三弁護士会と共催の定期健康診断(秋季)の実施

⑤人間ドックのあっせん

人間ドック4機関をあっせん。通常料金より割引料金にて受診

⑥人間ドック・ネットワーク受診

地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約1,900機関)の実施

⑦生活習慣病健診・ネットワーク受診

地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約1,950機関)の実施

⑧生活習慣病健診・巡回・集団健診

令和8年1月～3月において、健診団体が主催する関東地域約30か所、のべ約60日間程度実施予定の巡回健診での実施(健診団体は春季健診と同団体)

⑨女性のための乳がん・子宮がん検診等の実施

「こころとからだの元気プラザ」においては通年、各地域での医療機関での受診となる。

「ネットワーク受診」については、4月初旬から翌年3月末まで(一部医療機関は実施不可期間あり)

⑩ネットワーク受診による「歯科健診」

地域の契約された歯科医院で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約450機関)の実施

⑪医療費分析

⑫生活習慣病の重症化予防

特定健診の受診結果により、高血圧症・糖尿病・脂質異常症について早めに医療機関での受診が必要な者のうち、受診の確認がとれない者へ「医療機関受診のご案内」を送付。また、その後の受診状況を確認する。

⑬医療費通知の実施(年間版を令和8年2月送付)

⑭後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施(年間2回)

⑮適正受診(重複受診、頻回受診)・適正服薬(重複服用、多剤投与、併用禁忌)の促進

⑯メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスカウンセリング(面接・電話・web)の実施

⑰歯科医師による歯科カウンセリング(相談)の実施(年間10回)

⑱柔道整復療養費の患者調査

多部位負傷、長期継続及び頻回傾向の施術の申請書について患者調査を行う。(毎月)

⑲出産祝品の贈呈

⑳無受診世帯の表彰

㉑「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム」による利用補助事業

㉒スポーツクラブの紹介

9. 事務の合理化・システム改修及びレセプト資格確認・内容点検

コンピュータを活用し事務合理化を図り、制度改正及びマイナンバー制度等により複雑化する国保事務についての確に対応する。令和3年10月開始されたマイナンバーを活用したオンライン資格確認対応について引き続き適正な運用を行う。また、令和7年度においては、システム機器更改に係る改修及びデータ移行作業、子ども・子育て支援金制度対応システム改修、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関連したシステム開発、被保険者資格確認調査システム機能強化、公金口座対応システム開発、診療報酬明細書データ取込システ

ム改修、その他機能強化等のシステム改修を必要に応じて行う。

レセプト点検については、次のとおり、資格確認の確実な実施、内容点検を強化し、医療費の適正化に努める。

- ①レセプトの資格確認の確実な実施及び内容点検を強化し実施
- ②レセプト点検の委託による財政効果の向上及び職員の研修会等への参加

10. 趣旨普及、広報活動の積極的展開

- ①組合報の発行
- ②制度改正、令和8年度予算・保険料等についての広報
- ③口座振替推進の広報
- ④歯科カウンセリングの広報
- ⑤介護第2号被保険者対象者(40歳到達者)への保険料の広報
- ⑥新規後期高齢者到達者への広報
- ⑦ウェブサイトの安定的運用、最新情報等の随時提供
- ⑧資格確認書裏面の臓器提供意思表示欄に係るリーフレットを新規加入者に配布
- ⑨ジェネリック医薬品希望シールを新年度のお知らせ発送時に全組合員に、新規加入者には資格確認書・資格情報のお知らせ発送時に配布

11. マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る対応

マイナンバーカードと被保険者証の一体化により、令和6年12月2日の施行日以降、従来の被保険者証は交付できなくなり、マイナ保険証利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証利用登録をしていない方には「資格確認書(有効期限令和7年12月1日)」を交付する。

令和6年12月1日以前に交付した被保険者証及び資格確認書の有効期限を令和7年12月1日としているため、令和7年11月に全被保険者に対して、資格確認書(有効期限令和10年11月30日)または資格情報のお知らせを交付する(詳細はP4.表1参照)。

この円滑な実施に向けてシステム改修を行い適切に対応する。また、詳細は、当組合ウェブサイト、組合報等で適宜広報する。

12. 子ども・子育て支援金制度の施行に向けた対応(令和8年から実施予定)

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)に基づき、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度により、医療保険者が被保険者から保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することになるため、子ども・子育て支援金に係る保険料の規約を整備し、保険料の算定・収納システムの改修等、適宜対応する。

13. 令和5年度実施の資格調査の確認作業の継続

「資格確認調査」は、厚生労働省及び認可庁より、適正な資格の適用を図り、健全な事業運営を行うため、客観的な証拠書類により、定期的に(2～3年に1回程度)組合員の資格確認(家族の弁護士・従業員を含む)を実施するよう指導されており、国民健康保険法第百十三条に基づく文書の提出等に位置付けられている。令和5年度調査は、令和4年10月からの労働者性があり、使用関係が常用的な弁護士と従業員をあわせて5人以上の士業の個人事務所が社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の強制適用事業所となったことから、この制度変更に対応した調査が必要となり、令和6年1月に対象被保険者に「資格調査のご案内」を送付し、回答が提出されている。令和7年度においては、未提出者への届出勧奨を行い、調査完了に向け万全を期していく。

14. 所得調査の実施

厚生労働省からの通知により、令和7年度は全国国民健康保険組合に対して所得調査が実施される。令和4年度同様にマイナンバーを利用した「情報連携」により、当組合が調査対象被保険者に係る市町村民税の課税標準額を取得する方法で実施する。国庫補助金補助率算定のための重要な調査のため、的確に対応する。

令和7年度 歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14,036,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(借入金)

第2条 国民健康保険法第二十七条第1項第二号の規定による借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は「第2表借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」による。

(規約による議決事項)

第3条 組合規約第二十九条に規定する組合会の議決を経なければならないと定めた事項のうち、予算に関連する事項は、「第3表規約第二十九条第1項に規定する(特別積立金の繰替使用)事項」による。

(歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の同一款内での各項の金額の流用できる場合は次のとおりとする。

保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(第1表) 令和7年度歳入歳出予算表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 保険料	1 保険料	10,772,520	10,181,035	591,485
2 国庫支出金		1,716,058	1,713,541	2,517
	1 国庫負担金	24,413	23,756	657
	2 国庫補助金	1,691,645	1,689,785	1,860
3 出産育児交付金	1 出産育児交付金	3,768	4,936	▲1,168
4 都支出金	1 都補助金	167,441	168,029	▲588
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	473,257	490,958	▲17,701
6 財産収入	1 財産運用収入	8,964	922	8,042
7 寄附金	1 寄附金	1	1	0
8 繰入金		3	77,818	▲77,815
	1 準備金繰入金	1	1	0
	2 特別積立金繰入金	1	1	0
	3 退職積立金繰入金	1	77,816	▲77,815
9 繰越金	1 繰越金	878,057	1,185,410	▲307,353
10 諸収入		16,215	15,715	500
	1 加算金延滞金及過怠金	3	3	0
	2 預金利子	500	500	0
	3 雑入	15,712	15,212	500
歳入合計		14,036,284	13,838,365	197,919

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 組合会費	1 組合会費	1,940	1,820	120
2 総務費		382,692	455,185	▲72,493
	1 総務管理費	378,292	455,185	▲76,893
	2 選挙費	4,400	0	4,400
3 保険給付費		7,371,768	7,019,683	352,085
	1 療養諸費	6,747,183	6,395,098	352,085
	2 高額療養費	420,500	420,500	0
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	200,084	200,084	0
	5 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6 傷病手当金	1	1	0
4 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	2,596,523	2,545,468	51,055
5 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	1,326,203	1,628,052	▲301,849
6 介護納付金	1 介護納付金	1,177,268	1,184,129	▲6,861
7 流行初期医療確保拠出金等	1 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8 共同事業拠出金等	1 共同事業拠出金	475,011	492,442	▲17,431
9 保健事業費		176,045	167,096	8,949
	1 特定健康診査等事業費	62,869	61,110	1,759
	2 保健事業費	113,176	105,986	7,190
10 積立金	1 積立金	8,964	922	8,042
11 組合債費	1 組合債費	1	1	0
12 諸支出金		8,002	8,051	▲49
	1 償還金及利息	8,000	8,000	0
	2 延滞金	1	1	0
	3 諸支出金	1	50	▲49
13 予備費	1 予備費	511,865	335,514	176,351
歳出合計		14,036,284	13,838,365	197,919

（第2表）借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

借入金の種類	一時借入金
借入金の目的	保険給付費の支払い財源の不足のとき
借入方法及び借入先	約定による融資、普通銀行
借入期間	当該会計年度内
借入金額	500,000千円
借入利率	普通銀行利率
償還方法	国及び都支出金及び保険料の納入を受けた中から償還する。

（第3表）規約第二十九条第1項に規定する特別積立金の繰替使用

事項	特別積立金の繰替使用
使用の時期	保険給付費の支払い財源の不足のとき
戻入の時期	当該会計年度内
使用の理由	保険給付費の支払い財源の不足
使用の限度額	300,000千円

令和7年度 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

東京都弁護士国民健康保険組合法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和7年度の実践計画を次のとおり策定。

1. 冊子の作成

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した冊子を作成し、この冊子を全ての役職員に配布する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報・ホームページにより法令遵守の周知を行う。
- ③役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させるものとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は、速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応することとする。
- ②役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告するものとする。
- ③法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告するものとする。
- ④理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた事項について、調査の上、理事会に報告するものとする。
- ③理事長は、法令等に従い、東京都への報告等適切な措置を速やかにとるものとする。

6. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。